

長野救命医療専門学校学生会会則

第1章 総則

第1条 名称及び事務所

本会は、長野救命医療専門学校学生会（以下本会と呼ぶ）と称し、本部を長野県東御市田中 66-1 の長野救命医療専門学校 校舎内に置く。

第2条 目的

自治の精神に則り、学校行事をはじめスポーツ、ボランティア、文化活動等の各種活動を学生主体で積極的に行うことにより、学生間の親睦を深め充実した学生生活を送ること、及び、長野救命医療専門学校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 会員構成

本会は、長野救命医療専門学校全学科の全学生をもって会員とする。

第2章 会員の義務

第4条 会員の義務

会員は、本会会則に従わなければならない。

第5条 会員の権利

会員は、学生会会長及び副会長を選出する権利と被選挙権をもつ。

第3章 組織

本会の組織は下記の通りとする。

会長	1名	サークル管理	2名+各サークル長
副会長	各学科より1名	文化祭実行	2名+各クラス文化祭係
会計	2名	選挙管理委員会	2名+各クラスより1名選出
書記	2名	広報委員	4名
会計監査	1名	顧問	1名

第6条 役員を選出

会長・副会長は当会会員より立候補者を募り、立候補者複数の場合は選挙、立候補者が単独の場合は信任投票にて選出する。選挙及び信任投票については、選挙管理委員会が実施及び管理を行い、詳細は別途細則に規定する。

その他役員については、会長・副会長・顧問の協議により当会会員中より指名し、委嘱する。

第7条 役員の任務

会長・・・本会を統括及び会議時の議長を担当する。

副会長・・・会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。

書記・・・会議にて書記を担当する。会議内容を議事録にまとめ保管する。

会計・・・学生会の会計事務を行い出納帳を作成、管理し金銭の出納を明らかにする。会計報告書を作成し、保管する。

会計監査・・・会計の監査を行う。

サークル管理・・・各サークル長とともに学内サークルの予算分配及び活動の統括を行う。

文化祭・・・各クラス選出の文化祭実行委員とともに文化祭の企画・運営を行い、学生会として支援する。

選挙管理委員会・・・各クラス選出の選挙管理委員を統括し、選挙の運営を行う。

広報委員・・・学生会報の発行、学生会HP等の作成、管理を行う。

第8条 役員の任期

任期は、1年（4月～3月）とし再選は妨げない。

第4章 会議

第9条 会議の招集

- (1) 会議は、原則として会長が招集する。その他役員に会議招集の必要が生じた場合は会長に報告し会長より招集通知を出す。又、議事内容により必要な場合は、顧問と協議の上、全会員を招集することが出来る。又、全会員の4分の1以上の要請がある場合は、全会員を招集し会議を開催しなければならない。
- (2) 招集メンバーについては、議事内容に関係ある役員の参加を原則とし会長より指名する。必要に応じ、役員以外の会員を招集してもよい。会議は招集メンバーの3分の2以上の出席を以って成立する。会議が成立しなかった場合は、会長は日を改めて再度招集する。

第10条 定例会議

年頭に予算会議を行い年度の予算計画を立てる。年度末には活動報告会議及び会計報告を実施する。上記2会議を定例会議とし、この定例会議には原則的に役員、顧問全員が出席することとする。

第11条 議事の採決

出席者の過半数をもって決する。

第12条 会則の変更

会則の変更には、学生会役員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 文化祭実行委員

第13条 実行委員構成

学生会役員2名の他に、各クラスから文化祭実行委員を選出し構成する。各クラスから選任された委員より実行委員長はじめ必要な役員を選出し、文化祭の計画、実行の中心を担う。学生会からの2名はそのサポート及び学生会との調整を主業務とする。

第14条 会議

初回会議は、学生会文化祭実行担当役員が招集し、以降は文化祭実行委員長が会議を招集する。会議の成立や採決は第4章を適用する。

第15条 予算・会計

予算は、年頭の予算計画に基づいて計画する。又、パンフレット等の広告料収入がある場合は、学生会による計画予算に上乘せして文化祭予算とする。実行委員内で会計係を選任し会計業務を行う。学生会からの出金は、実行委員会会計より学生会会計へ依頼のうえ出金される。文化祭終了後に会計報告書を作成、提出し学生会会計監査による監査の上、学生会・教務会の承認をえること。予算に関する諸問題に関しては学生会文化祭担当者に報告し、学生会は必要に応じ会議を開催し調整等行う。

第6章 サークル管理委員会

第16条 構成

学生会サークル管理担当2名と、各サークル長により構成される。

第17条 会議

学生会サークル管理担当が招集する。各サークル長は必要時、会議の開催を学生会サークル担当に依頼する。会議の成立や採決は第4章を適用する。

第18条 サークル定義

スポーツ・文化面において有益な活動を行い、学生会及び教務会にて認定されたサークル団体を指す。詳細は別途細則第2条に記す。

第19条 予算及び会計

原則的に学生会の予算計画により決定された予算を各サークルで分配する。予算分配は、サークル管理委員会会議にて決定する。詳細は細則に記す。

第7章 会計・会計監査

第20条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日をもって始まり、3月31日をもって終わる。

第21条 会計及び会計監査に関する事項

別途「会計及び会計監査に関する細則」を規定し、詳細を定める。

第8章 選挙管理委員会

第22条 選挙管理委員会の任務

本会の会長・副会長の選任選挙又は信任投票の管理運営を行う。

第23条 選挙に関する事項

投票の方法その他選挙に関する事項は、別途細則にてこれを規定する。

第9章 役員の不信任

第24条 役員解任

役員を任務を放棄したり、会計の捏造報告をする等、故意に学生会の運営に著しい支障をきたす行動があった場合、該当する役員は解任される。解任にあたっては、学生会・教務会で協議を行い5分の4以上が解任に賛成の場合解任となる。その場合、学生会は全会員に解任の旨とその理由を報告する。

第10条 総会

第25条 総会構成

総会は、本会最高諮問機関とし、学生会会員3分の2以上の出席をもって構成する。

第26条 総会招集

総会は、会長がこれを招集する。

第27条 総会に関する採決

議決の採決は出席者の過半数をもってこれを決する。

第28条 総会に関する事項

総会は、次の事項を取り扱う。

- (1) 予算案、決算報告書の承認。
- (2) 会則改正。
- (3) 事業計画の発表及び、会務報告。
- (4) その他本会に関する重要事項。

第29条 定期総会

定期総会は、年2回（年度始、年度末）開かれる。但し、次の場合は臨時総会として、会長はこれを招集する。

- (1) 会員5分の1以上の要求があるとき。
- (2) その他役員が、特に必要と認めたとき。

第11条 ボランティア活動

第30条 ボランティア活動目的・定義

社会に出るにあつたての社会人としての在り方を、ボランティア活動を通して学びとることを目指す。詳細は別途細則第1条に記す。

第31条 予算及び会計

原則的に学生会の予算計画により決定された予算で分配する。詳細は細則に記す。

附 則 1. この学生会則は、2006年7月から施行する。